

## 社団法人 労働技能講習協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人労働技能講習協会定款第19条の規程に基づき、役員及び顧問の報酬について定めるものである。

(報酬)

第2条 役員及び顧問の報酬の総額は、本協会の資産、収支の状況を見てあまり多額にならず、社会的批判を受けるような額ではなく、その総額は総会において定め、各自別の配分は、会長が理事会に諮って定める。

(給与制)

第3条 役員及び顧問の報酬は、給与制とし、毎月10日に支払う。

(退職金)

第4条 役員及び顧問の退職金は、就業規則に準ずる文章第20条の規程に従い、職員と同等とする。

(その他)

第5条 役員及び顧問の通勤費、出張旅費、宿泊交際費等は、職員と同じく領収証をもって支払うものとする。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年12月17日から施行する。